

1 同和問題（部落差別）とは

- 同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。（中略）これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である（以下略）
- 同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。
- 部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別にこれを分けることができる。心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。
- 近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。

（「同和对策審議会」答申（S40.8.11）「前文」および「第1部 同和問題の認識」より抜粋）

2 同和問題（部落差別）の現状と課題

1965年（昭和40年）以降に整備された関連法令に基づき実施されてきた特別対策により、住宅、道路等の生活環境については改善が進んだ一方、教育・就労面での課題や心理的差別などの課題が残されており、一般対策によって課題解決に取り組むことが必要となっている。

① 差別意識の解消

県民の同和問題に対する理解や認識は徐々に深まってきているが、未だに差別発言や差別落書き、同和地区の問い合わせや身元調査等の差別事象、えせ同和行為の発生などの問題がある。また、近年はインターネット掲示板やSNSなどで同和問題に関する差別的な書込みが見られるほか、同和地区を撮影した動画の動画投稿サイトへの掲載などが全国的な問題となっている。

② 教育の向上、就労の安定

学校・園と家庭・地域が連携し、同和地区の児童・生徒の基本的な生活習慣の確立や学力の向上などに取り組んできた結果、高等学校への進学者は著しく増加したが、大学等への進学者が少ないという状況のほか、中途退学や長期欠席、不登校などの課題がある。

また、就労の安定については、企業に対して就職の機会均等の保障や公正な採用選考の実施についての啓発・指導を行ってきた結果、新規学卒者を中心に安定就労者の割合が高まった一方、就職時の採用選考において不適正な質問が未だに発生するなどの課題がある。

3 国および県の施策の動向（1960年代以降の関連法令等の整備・策定状況）

年代	国の動向（関係法令の整備状況等）	滋賀県の取組（条例制定・計画策定等）
1961（昭和36年）	同和对策審議会設置	滋賀県同和对策審議会設置
1965（" 40年）	同和对策審議会 答申	
1969（" 44年）	「同和对策事業特別措置法（同対法）」施行 ※10年間の時限立法	
1971（" 46年）		滋賀県同和对策審議会 答申、「滋賀県同和对策長期計画」策定
1976（" 51年）		「滋賀県同和对策長期計画」策定
1979（" 54年）	「同対法」延長（3年）	
1982（" 57年）	「地域改善対策特別措置法」施行 ※5年間の時限立法	「滋賀県同和对策総合推進計画」策定
1987（" 62年）	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行 ※5年間の時限立法	「滋賀県同和对策新総合推進計画」策定
1989（平成元年）		「同和問題に関する啓発活動のあり方」策定
1992（" 4年）	「地対財特法の一部を改正する法律」施行（5年）	「滋賀県同和对策新総合推進計画（改訂計画）」策定
1993（" 5年）		
1996（" 8年）	地域改善対策協議会から意見具申、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」閣議決定、 「人権擁護施策推進法」施行	
1997（" 9年）	「人権擁護推進審議会」設置、「地対財特法の一部を改正する法律」施行 ※5年間の時限立法	「今後の同和行政に関する基本方針」策定
1998（" 10年）		「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」策定
1999（" 11年）		滋賀県人権施策推進懇話会設置
2000（" 12年）	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「今後の同和行政に関する基本方針」改正

3 国および県の施策の動向（続き）

年代	国の動向（関係法令の整備状況等）	滋賀県の取組（条例制定・計画の策定等）
2001（平成13年）		「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」施行、滋賀県人権施策推進本部設置、滋賀県人権施策推進審議会設置
2002（〃14年）	「地対財特法」失効、「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画（改訂計画）策定
2003（〃15年）		「滋賀県人権施策基本方針」策定
2004（〃16年）		「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」策定
2011（〃23年）	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更	「滋賀県人権施策推進計画」策定
2016（〃28年）	部落差別の解消の推進に関する法律」施行（H28.12）	「滋賀県人権施策推進計画」改定（H28.3）

4 滋賀県の取組状況 ※具体的な取組内容は資料2を参照

（1）教育・啓発

①教育

・「同和教育の本質は、近代社会の原理である自由と平等の原則に基づき、社会の中に今なお存在する不合理な部落差別をなくすことをめざし、互いの人権を認め合い敬愛し合う人間を育成し、人権尊重の精神を貫く社会の実現を期すること」とする「滋賀県同和教育基本方針」に基づき、あらゆる教育の場において取組を進めている。

②啓発

- ・平成13年に施行した「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定した「人権施策基本方針」および「人権施策推進計画」において、同和問題を重要課題の一つに位置付け、啓発活動を推進している。
- ・具体的な取組としては、毎年9月を「同和问题啓発強調月間」と定め、幅広い層の県民を対象としたイベントや街頭啓発、テレビスポットCMの放映などの啓発活動を集中的に実施しているほか、県広報誌への啓発記事掲載や啓発冊子の作成・配布などを行っている。
- ・また、県内で発生する差別事象に関して、差別事象発生の要因や背景等を明らかにすることにより、今後の人権教育・啓発に活かすことを目的として、行政（市町・県）および関係機関・団体で調整・協議を行い、事実関係の確認、発生要因等の分析、課題の抽出、今後の取組等について議論を行っている。

（2）相談・支援体制の充実

- ・当事者からの相談に関しては、同和問題をはじめとする人権課題解決のための各種事業を行う（公財）滋賀県人権センターの相談事業に対する支援（補助）や、国（法務局）の人権相談窓口との連携等により、相談体制の充実を図っている。
- ・また、インターネット上で行われる差別書き込みや動画投稿サイトへの差別的な動画の掲載に関しては、市町や関係機関・団体との連携の下、悪質性が高いと判断されるものについては国（法務局）への削除要請依頼を行っている。

（3）地域支援

- ・地域において生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う「地域総合センター」に対して、運営への助言および運営費・施設等整備費などの助成を行っている。

<参考>同和问题（部落差別）に関する県民の意識（「令和3年度 人権に関する県民意識調査報告書」より）

○あなたは、現在でも部落差別があると思いますか。

○同和問題の解決に向けてあなたの思いに近いものを1つだけ選んでください。

